

災害時における一般廃棄物収集運搬業務に関する無償応援協定書

与謝野町(以下「甲」という。)とおのえ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における一般廃棄物の収集運搬業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、与謝野町内において発生した災害時におけるごみ、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽汚泥の清掃業務(以下これらを「応援業務」という。)に関し、甲が乙に協力を要請する場合における必要事項を定めるものとする。

(応援協力要請)

第2条 甲は、応援業務について、協力を要請するときは、その実施する業務の内容、期間を定めて乙に通知するものとする。これらを変更する場合も同様とする。

(委託契約)

第3条 甲は、前条の通知をしたときは、遅滞なく乙との間で委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託契約に係る乙の経費は、原則として無償とする。

(報告)

第4条 乙は、応援業務を実施したときは、実施後速やかに甲にその状況を報告するものとする。

(有効期間)


第5条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、引き続きその効力を有するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書正副2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその正本を、乙がその副本を保有するものとする。

平成28年9月8日

甲 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1
与謝野町長 山 添 藤 真 

乙 京都府与謝郡与謝野町字加悦 176 番地
おのえ株式会社
代表取締役 尾 上 康 則 